

群馬縣報

第四百七十九號 大正九年一月十七日 群馬縣

訓令乙號

内務部
警察部
郡市役所
警察署
警察分署
町村役場

大正七八年全國ニ涉リ大惨狀ヲ呈シタル流行性感冒ハ患者二千六百六十三人三百九十八人死亡二十五萬七千三百六十三人ニシテ人口千ニ對スル患者三百七十一人一分三厘患者百ニ對スル死亡率一人二分二厘ニ當リ我縣ニ在リテハ患者三十四萬九千二十一人死亡五百三十三人ニシテ人口千

群馬縣報 第四百七十九號 大正九年一月十七日 (毎金曜日) (日曜日及十二月三十一日)

②群馬縣知事による訓令 (流行性感冒の再流行に対して)

大正8年(1919年)

流行性感冒(スペイン風邪)への対応方法について群馬縣知事大芝惣吉が県内関係諸機関へ発出した訓令。大正8年11月~大正9年1月10日の期間における患者死亡率が全国平均の約3倍であると、特にマスク・予防注射・うがい等を推奨しています。

なお、この時点でインフルエンザウイルスは発見されておらず、病原をウイルスではなく細菌として製造したワクチンによる予防注射が実施されています。

群馬縣行政文書「[群馬縣報]訓令乙」(A0182A00 6460)

訓令乙第五號

群馬縣報(臨時増刊)第四百七十九號 大正九年一月十七日(第三種郵便物認可) 二

ニ對スル患者二百十八人二分二厘患者百ニ對スル死亡率一人七分八厘ニテ死亡率全國ノ高位ニアリシハ痛心措ク能ハサソ所ナリ

然ルニ客秋來復々本病流行ノ微ヲ呈シ十二月末日迄ニ於テ全國患者九萬九千九百二十九人死亡千四百四十九人死亡率患者百ニ對シ一人七分三厘五毛ナリ而シテ我縣ニテハ患者九百七十四人(自大正八年十一月)死者四十七人ニシテ患者百ニ對スル死亡率實ニ四人八分二厘ニ及ヒ其死亡率全國平均ノ約三倍ナルハ縣民保健上深ク遺憾トス往年本病ノ流行熾烈ナル際ハ殆ト國民ノ全般ニ蔓延シ其活動ヲ阻害シタルコト甚大人心胸々其措ニ安ンセザリシハ今仍記憶ニ新ナル所ナリ而シテ今ヤ時疫察ニ入り本病ハ益流行ノ勢威ヲ示レ往年ノ慘禍ヲ反覆セントスル傾向アルハ愈々寒心ニ搦ス縣ハ憂ノ苦驗ニ省ミ本病豫防ニ關シ通縣キシムル所アリシヲ以テ既ニ着々實行シ萬遺憾ナシト信スルモ今般内務大臣ヨリ特ニ訓令セラレタルコトアレハ更ニ豫防施設ノ普及擴充ニ勉メ特ニ左記事項ニ付テハ迅速之カ勵行ヲ圖リ本病豫防上遺算ナキヲ期セラルヘシ

大正九年一月十七日 群馬縣知事 大芝惣吉

左記

一、一般ノ注意ヲ喚起スルニ就キ有効適切ト認ムル一切ノ方法ヲ講スルコト

市町村ハ豫防注意書ヲ毎百ニ配布シ又警察官署ハ諸興行場、電車、馬車待合、料理屋、飲食店、理髮店、湯屋、旅人宿其他公衆ノ出入スル場所ニ對シテハ特ニ大書シテ要領ヲ記シ揭示スルコト

豫防注意書ハ近ク日本赤十字社群馬支部ヨリ配布スヘキニヨリ右ニ準スルコト

二、マスク口覆ノ使用ヲ獎勵シ之ヲ得ルノ途ナキモノニ對シテハ相當給與ノ方法ヲ講スルコト

本具獎勵ニ就テハ官公吏學校職員其他ノ者ニシテ指導教化ノ位置ニアルモノハ卒先實行シ範ヲ一般民ニ示スコト

マスクハ共同製作ノ方法ヲ講シ貧困者ニ對シテハ無償交付ヲナスコト

マスクハ之ヲ得ルノ途ナキ者ニ給與スル爲メ愛國婦人會群馬支部ヨリ約七千個ヲ預布スヘク又希望ニ依リ縣ニテ製造シ實費ニテ預布ス

三、マスクヲ使用スルニ非アレハ多衆集合ノ場所ニ立入ラシメタルコト

第一項ヲ極力獎勵セハ此ノ目的ヲ達スヘシト雖興行場其他多衆集合ノ場所ニ出入スルモノニ對シテハ特ニ本具ノ使用ヲ獎勵スルコト

四、豫防注射及含嗽ヲ獎勵スルコト

豫防注射ハ有効ナルヲ以テ學校、工場、青年會、在郷軍人會其他公私ノ團體若ハ一般民ニ對シテ勵メテ之ヲ獎勵スルコト

群馬縣報(臨時増刊)第四百七十九號 大正九年一月十七日(第三種郵便物認可) 三

群馬縣報(臨時増刊)第四百七十九號 大正九年一月十七日(第三種郵便物認可) 四

豫防注射ハ初回トナシ(大人)次回トナシ(七歳乃至十日後)ニシテ一人三十錢見込

豫防注射ヲ希望シ縣ニテ購入方ヲ取扱フ

含嗽ハ兩頰ニ附ケアル病菌ヲ除去スル目的ナルヲ以テ頻回ニ之ヲ行ヒ就中外出歸宅後ハ特ニ之ヲ勵行スルコト(食鹽水、硼酸水、普通水ニテ可ナリ)

本項獎勵ニ就テハ官公吏學校職員其他ノ者ニシテ指導教化ノ位置ニアルモノハ卒先實行シ範ヲ一般民ニ示スコト

五、療養ノ途ナキ者ニ對シテハ相當救療ノ方法ヲ講スルコト

貧困者ニシテ療養ノ途ナキ者ニ對シテハ恩賜濟生會、醫師會、慈善團體、篤志者ノ寄附金其他適當ノ機關ニ依頼シ迅速ニ之カ救助方法ヲ講スルコト

六、各團體ノ活動ヲ促スコト

本病豫防治療ノ普及徹底ヲ庶幾スルニ對シテハ醫師會、衛生組合、同窓會、婦女會、在郷軍人會、青年會、慈善會其他篤志家ノ活動ヲ求メ協力一致ノ力ヲ以テ豫防治療ニ奮勵スルコト

七、活動狀況ハ之ヲ報告スルコト

本病豫防治療ニ就キ施設シタル事項及諸團體篤志家等ノ活動狀況ハ公私ノ區別ナク一切之ヲ報告シ報告ノ資料ヲシムルコト

左記

一、一般ノ注意ヲ喚起スルニ就キ有効適切ト認ムル一切ノ方法ヲ講スルコト